

【事例13】漏洩線量測定の結果を装置毎に操作室等に表示していない場合

○指導事項：漏洩線量測定結果は、職員に周知する必要があります。操作室側の職員が目につきやすい場所へ掲示する等して、周知すること。

○関係法規：電離放射線障害防止規則第54条 線量当量率等の測定等

電離放射線障害防止規則第54条 線量当量率等の測定等

1 事業者は、前条第1号の管理区域について、1月以内(放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法及び遮へい物の位置が一定しているとき、又は3.7GBq以下の放射性物質を装備している機器を使用するときは、6月以内)ごとに1回、定期的に、外部放射線による線量当量率又は線量当量を、放射線測定器を用いて測定し、その都度、次の事項を記録し、これを5年間保存しなければならない。

- ① 測定日時
- ② 測定方法
- ③ 放射線測定器の種類、型式及び性能
- ④ 測定箇所
- ⑤ 測定条件
- ⑥ 測定結果
- ⑦ 測定を実施した者の氏名
- ⑧ 測定結果に基づいて実施した措置の概要

2 前項の線量当量率又は線量当量は、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、計算により算出することができる。

3 第1項の測定又は前項の計算は、1cm線量当量率又は1cm線量当量について行うものとする。ただし、前条第1号の管理区域のうち、70 μ m線量当量率が1cm線量当量率の10倍を超えるおそれがある場所又は70 μ m線量当量が1cm線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ70 μ m線量当量率又は70 μ m線量当量について行うものとする。

4 事業者は、第1項の測定又は第2項の計算による結果を、見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理区域に立ち入る労働者に周知させなければならない。

※保健所からのお願い

・漏洩線量測定は6月以内毎に1回、測定器を用いて測定し、記録保存する必要があります。(使用する測定器は、適正に校正されたものを使用してください。)

・漏洩線量測定結果を職員に周知する必要があるのは、漏洩のある画壁の周知、X線診療室内で作業する場合の線量分布による立ち位置の確認等のため、大分県では、固定式装置は操作室の扉等に掲示、移動型装置は装置の操作側に掲示、若しくはカセット入れ等に収納する等指導しております。

